

平成28年10月6日

各部各課の長 殿

総務部長

平成29年度予算編成方針について（通知）

平成29年度予算編成方針について、武豊町財務規則第4条の規定に基づき別紙のとおり編成することとしましたので、通知します。

平成28年10月6日

各部・各課等の長 殿

武豊町長 初山芳輝

平成29年度予算編成方針について

我が国の経済の現状は、アベノミクスの取組みの下、経済再生・デフレ脱却に向けた進捗がみられる。有効求人倍率は24年ぶりの高水準となり、また、春闘の賃上げは、90年代以来となる3年連続での高い水準を維持するなど、雇用・所得環境は改善しており、企業収益も高い水準となっている。しかしながら、消費税引き上げ以降、力強さを欠いた状況にあり、所得から支出への波及に遅れがみられる。また、新興国・資源国経済の脆弱性や、金融資本市場の変動といった世界経済のリスクに加え、英国のEU離脱が支持されたことにより、世界経済の先行き不透明感が高まっており、経済再生・デフレ脱却を実現するには、今後も様々な課題に取り組んでいかなければならない状況にある。

本町においては、平成25年度税収の落ち込みから普通交付税の交付団体となり、以後、引続き交付団体となっている。法人税の実効税率は、平成28年度税制改正において引き下げが示されており、歳入の根幹である町税の回復は依然不透明である。さらに、消費税率の引き上げについても平成31年10月まで延期され、歳入面においては、依然厳しい状況が続くものと見込まれる。また、この数年の予算編成は、多額の財政調整基金からの繰入によりこの歳入不足を補填しており、平成27年度末における財政調整基金は、平成26年度末から約5億円減少し、財政状況は今後さらに厳しい状況ものになると見込まれる。

こうした状況であるが、「第5次総合計画後期戦略プラン」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な推進、住民生活の安全・安心を確保する諸施策は、これまで通り、積極的に推進する必要がある。また、少子高齢化社会が進行し、今後ますます増加していく社会保障費、施設の老朽化に伴う維持管理費の増加、多様化する住民ニーズなど、様々な行政需要にも対応していかなければならない。その一方で、まちの発展、活性化のために推進してきた都市整備事業など、長期的視点で見据えた、武豊町の将来構想を固めていく必要があると考えている。

平成29年度予算編成においては、こうした厳しい財政状況をしっかり認識し、これまで以上に国や県の動向を注視し、情報収集に努めるとともに、第6次行政改革プランに遺漏なく取り組んでいただきたい。また、職員1人ひとりが、バランス感覚を持ち、行政サービスのあり方について原点に立ち返り「何のために」を重点に置き、限られた財源を効率的、効果的に活用できるよう、創意工夫をもって取り組んでいただきたい。そして、町民との協働のまちづくりを念頭におき、まちの将来像「心つなぎ みんな輝くまち 武豊」の実現に向け、住民満足度の向上を実感できるような施策展開を目指し、「平成29年度武豊町予算編成方針」を以下のように定める。

I. 総括事項

1 予算編成の背景

◎国の動向

- ・平成 28 年 9 月内閣府月例経済報告によると、景気はこのところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。ただし、海外経済で弱さがみられており、我が国の景気が下押しされるリスクがある。また、英国のEU離脱問題など、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとしている。
- ・東日本大震災からの復興・創生に向けて取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していく。
- ・「経済財政運営と改革の基本方針 2016」、「日本再興戦略 2016」、「規制改革実施計画」、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2016」及び「ニッポン一億総活躍プラン」を着実に実行する。
- ・働き方改革に取り組み、年度内を目途に「働き方改革」の具体的な実行計画を取りまとめるとともに、デフレから完全に脱却し、しっかりと成長していく道筋をつけるため、「未来への投資を実現する経済対策」を実施する。
- ・平成 27 年度補正予算を迅速かつ着実に実施するとともに、平成 28 年度予算について出来る限り上半期に前倒して実施する。さらに、平成 28 年度補正予算等を活用することにより、熊本地震による被災者の生活への支援等に万全を期すとともに、地域経済の早期回復や産業復旧に取り組む。
- ・日本銀行には、経済・物価情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

◎県の動向

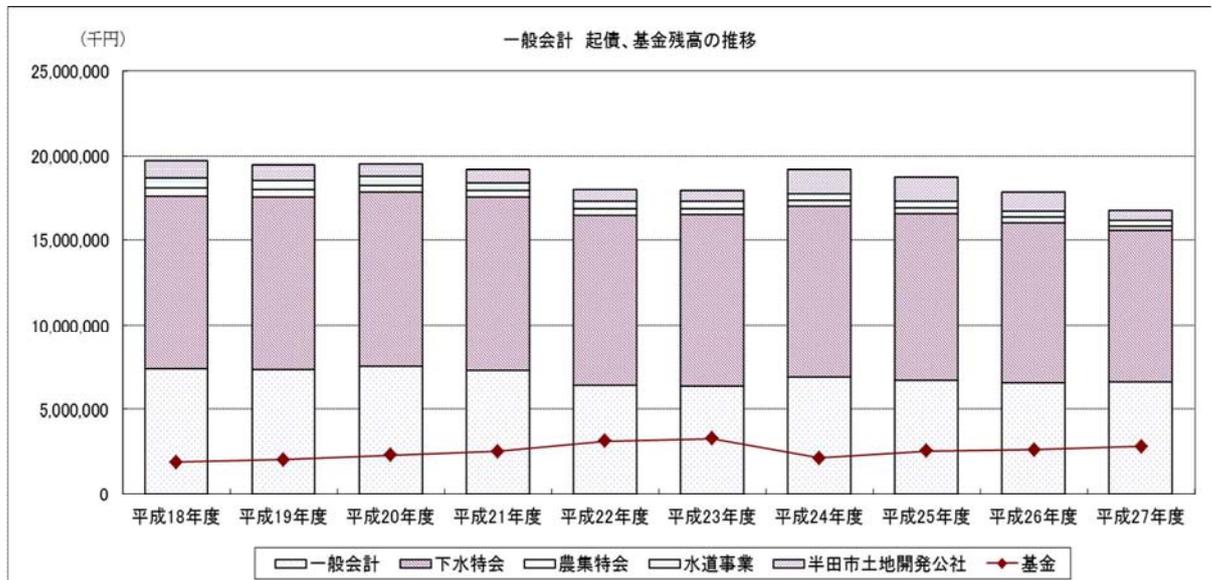
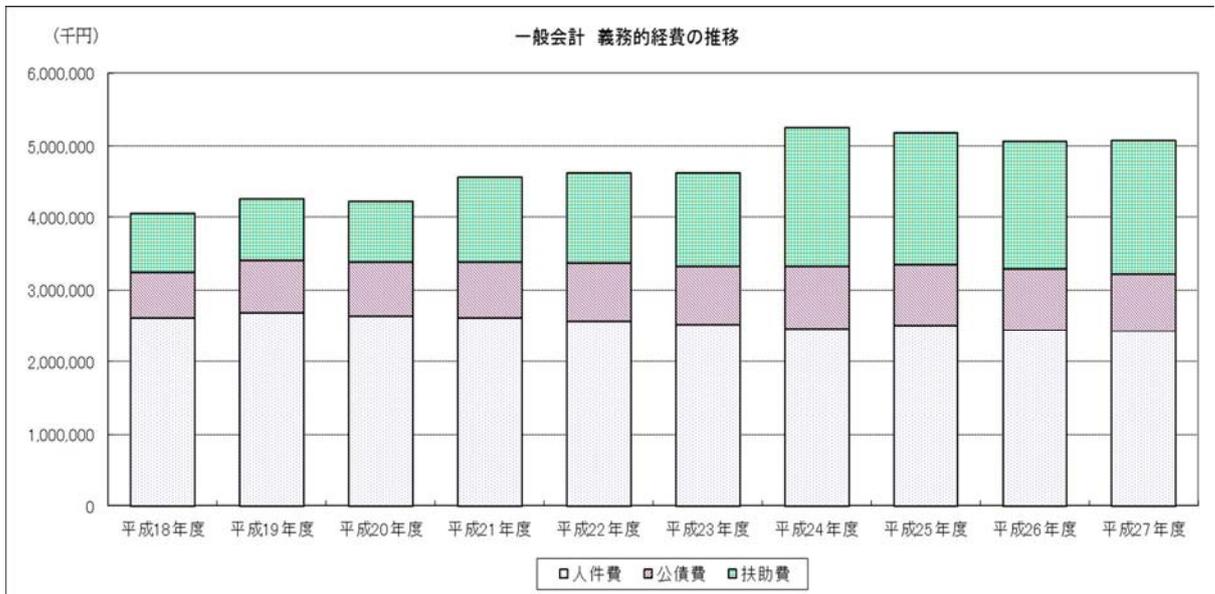
- ・愛知県内の景気は、個人消費、生産に一部弱さがみられるものの、全体としては回復している。
- ・先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果に加え、自動車関連において熊本震災後の挽回生産などもあり、景気が着実に回復していくことが期待される。ただし、海外景気の下振れリスクや、為替の動向を注視していく必要がある。また、労働力等の不足による各種供給制約に留意する必要がある。
- ・愛知県の税収は、法人二税は、一部国税化の影響により減収しているが、消費税率引き上げの影響が平年度化したことなどにより、平成 27 年度決算額は、平成 26 年度を上回る 1 兆 2,000 億円となり、平成 28 年度予算においても、平成 27 年度決算額程度を見込んでいる。
- ・義務的経費である扶助費は、毎年度確実に増加しており、公債費も高止まり傾向にある。
- ・財政運営は、年度内に財源を確保して、翌年度当初予算の収支不足に対応するということを繰り返しており、単年度の歳入だけで歳出を賄うことが出来ないことから、厳しい財政状況が続いている。

◎本町の財政状況

- ・本町の財政状況は、平成 27 年度の一般会計決算において歳入面では、町税が 76 億円程で、前年度決算額と同程度となり、歳入全体に占める割合は 55%と、前年と比べ減少しているものの、依然、本町歳入の根幹を成している。
- ・一般財源である町税は、本町の各種施策の礎であり、これまで恵まれた状況の下、

独自サービスを展開してきた。

- 一方では、適債事業に充てた町債や、赤字町債である臨時財政対策債の発行による多額の借り入れに加え、昨年度に引き続き、財政調整基金から7億超もの繰り入れをしたことにより、事業が継続可能となっていることも十分認識する必要がある。本町の税収は回復の目途は立っておらず、今後も法人税は減収になることを認識する必要がある。
- 平成27年度の実質収支は、臨時財政対策債を含む9億円の町債を発行し、また、地方消費税交付金が対前年比で3億強増収となったことにより、6億7,000万円余となった。しかしながら、地方消費税交付金の増額の影響により、平成28年度予算において、臨時財政対策債の発行可能額は、3億7,000万円減少することになり、この減少分を財政調整基金で賄わなければならなくなっている。
- 今後は、一層の少子高齢化の進行により、社会保障関係費等の義務的経費が増加することは必至の状況であり、行政サービスの多様化、これまで先送りしてきた老朽化の進む公共施設の維持・更新など課題は山積しており、そのための財源確保は本町の大きな課題である。



2 健全財政の確保

地方公共団体は、住民から徴収した税財源をもとに行政活動を行っており、付託された行政資源について、住民に対する説明責任を有している。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、「健全化判断比率」として4指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）が示され、これが従来の再建団体である「再生団体」や「早期健全化団体」の新たな指定ラインとなった。また、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」に基づき、公営企業や一部事務組合などの関連団体を含む、連結財務諸表の作成および公表が義務付けられた。地方財政の状況が極めて厳しい中で、住民の理解と協力を得ながら財政の健全化を推進していくために、財政状況について積極的に情報を開示することは必要であり、健全な行財政運営を進める上で、住民に対する説明責任を果たすことは極めて重要である。

行政は、一時の空白もあってはならず、持続可能な安定した行政運営が基本となる。このため「第6次行革プラン」に基づきコストの縮減等を図りつつ、より満足度の高い住民サービスを提供するため、財源の重点的配分と経費支出の効率化を図り、受益者負担の適正化、あらゆる補助事業の検証など財源の確保に努めることとする。

なお、議会および監査委員からの指摘事項に対して、慎重に検討するとともに、事業効果を十分考慮し適切に対処すること。また、新規事業の予算化にあつては、既存事業との組み換え、縮小、廃止も含め検討すること。

3 予算編成の基本方針

(1) 予算は行政運営の設計書

予算は行政運営の設計書であり、町民の税金に付加価値をつけて行政サービスとして還元する意識を持つこと。また、各事務事業の目的を、その財源とともに内容を厳密に把握し、効率かつ効果的に達成できるよう配慮すること。また、単年度のみではなく、将来を見越した長期計画を見据えた予算となるよう努めること。

なお、この機会に全ての事務事業を見直しするとともに、既に役割を果たしたものの、効果が希薄なものは、この際廃止することも含め検討を行い、適切な予算要求を行うこと。

(2) 第5次総合計画・後期戦略プランの着実な推進

予算編成の基本となるのは言うまでもなく、第5次武豊町総合計画（たけとよゆめたろうプラン）である。まちの将来像である「心つながり みんな輝くまち 武豊」の実現にむけ、環境保全や少子高齢化対策などの諸問題に積極的に取り組みつつ、安全・安心、快適な武豊町らしいまちづくりを進めるため、総合計画に掲げる7つの基本目標、22のめざすべきまちの姿と61の施策方針に基づき、計画に定める事業の着実な推進を図ることとする。

(3) 個別計画の着実な推進

第5次武豊町総合計画に掲げられている各種個別計画を、現下の社会・経済情勢も十分に鑑みつつ、着実に推進すること。

第6次行革プラン、保育園等整備計画、地域福祉計画、道路整備計画、地震対策アクションプランなど、計画的な推進を図ること。

(4) 実施プログラムを基本として

平成29～31年度の3か年の第9次実施プログラムを基本に各施策の推進を図ることとする。実施プログラムは、施策の重要度や緊急度等の観点に基づく判断により選択された事業と、新規に必要と認められる事業を網羅したものであり、予算要求においては、本プログラムでの決定内容に準拠することを基本とすること。

しかし、行政改革の精神の基、施策の効率、能率化につながるものがあれば、積極的に提案されたい。

(5) 第6次行革プランの推進

武豊町第6次行革プランは、今後の社会経済や地域環境の変化を予測する中で、中長期的な視点に立った施策展開を行い、住民満足度の向上と安定した財政運営の両立を図ることを目的に策定された。単にコストの縮減に目を向けるのではなく、住んでみたい、住んでよかったまちづくりを進めるものであり、具体的には①満足度の高い住民サービスの提供、②持続可能な行政経営、③やくばの自己変革、の3つを基本目標としている。取組項目ごとに設定した行動計画（アクションプラン）に掲げた到達目標を着実に達成されるよう予算に反映すること。

(6) 日頃からあるべき予算の考察を

より良い予算編成をするための取り組みは、予算編成の時期に限るものではない。住民サービスの向上を大前提に、事務の合理化や経済性を念頭に置きつつ、常日頃からあらゆる事業の再検証を行い、スクラップ・アンド・ビルドを基本に事務を見直す姿勢を持ち、時代に即応した簡素で柔軟かつ合理的な予算について考察をしていかなければならない。

また、町の恒久的な土地利用に関わる大きな課題についても、財政状況を考慮しつつも、委縮することなく、計画的に夢のあるまちづくりに向けて、今から適切に対応していく必要がある。

4 特別会計・事業会計

平成29年度の特別会計・事業会計は下記のとおりとし、それぞれの設置目的に沿った事業推進のための予算を編成する。

なお、水道事業においては、経営の安定化を考慮した予算編成とすること。

- ① 国民健康保険事業特別会計
- ② 後期高齢者医療特別会計
- ③ 介護保険事業特別会計
- ④ 農業集落排水事業特別会計
- ⑤ 下水道事業特別会計
- ⑥ 水道事業会計

II 平成29年度の主要な施策等

以上の状況を踏まえたうえで、平成29年度予算において対応すべき施策を総合計画に掲げる7つの基本目標に沿ってまとめると、次のとおりである。

1 とともに創るまち

住民と行政による「協働のまちづくり」を進めるための条件整備に努め、それぞれの役割を明確にし、より効果的・効率的かつ持続可能な行財政運営の確立を図る。

- ① まちづくりに対する提案型、初動型協働事業を募集し、地域の自主活動等を支援することで、まちづくりへの参加機会を増やし「協働のまちづくり」を推進する。
- ② ホームページや広報紙等を活用して行政情報の適切な提供を行うとともに、まちづくりに関する住民の意見を広く聴き、情報の共有化を推進する。
- ③ 実施プログラムをふまえた事務事業の継続的改善、並びに施策の選択と集中による行財政運営の効率化を図る。
- ④ 第6次行革プランに基づき、アクションプランで定めた目標の達成に向け、引き続き取り組みを進める。

- ⑤ 住民の利便性を高める、きめ細かな行政サービスの提供に努める。
- ⑥ 指定管理者制度の導入や外部委託の促進など、民間活力を活かした事業推進を図る。

2 安全に暮らせるまち

最重要課題である地震・防災対策を引き続き推進するとともに、住民ボランティアの協力を得ながら消防、防災、防犯、交通安全施策の拡充を図る。

- ① 最新の想定に見直した「地域防災計画」に基づき、総合的な地震・防災対策の推進に努める。
- ② 耐震対策が未対応の公共施設について、計画的な耐震化を進める。
- ③ 建築年が昭和 56 年以前の民間住宅の耐震診断及び耐震改修の促進に努める。
- ④ 幹線道路に関係した生活道路、通学路の整備を進めるとともに、適切な維持管理を行い、安全な町づくりに努める。
- ⑤ 各地区自主防災会の防災力の向上のため、防災訓練や防災資機材、備品の購入に要する経費の補助を行う。
- ⑥ 防犯カメラの設置や空き家対策など、犯罪や事故等が起こりにくい生活環境の整備を行うための事業の促進を図る。
- ⑦ 地域公共交通総合連携計画に基づき、コミュニティバス及び乗合タクシーの運行を充実させ効率化を図る。
- ⑧ 災害に強い施設を維持していくため、長寿命化計画に基づき、雨水ポンプ場や橋梁施設などの施設の改築・更新を行う。

3 ふれあいのあるまち

人と人との絆を深め、地域コミュニティの醸成と「武豊力」の新たな展開を図る。

- ① 屋内温水プール建設計画の推進を図る。
- ② 各種生涯学習事業の充実を図るとともに、施設の管理・運営体制の検討を行い、施設運営の効率化を進める。
- ③ 各区が行う地域住民交流を促す事業への交付金等、地域における活動を支援し、地域力の強化を図る。
- ④ 協働推進事業を実施し、町民と職員が住民自治や協働について学び、地域活動の担い手・リーダーを育成する。
- ⑤ 中央公民館のあり方について見直し、利用促進を図る。
- ⑥ 防災機能を備えた都市公園として、野菜茶業研究所北側跡地利用の計画を推進する。

4 子どもが健やかに育つまち

子どもは、将来の社会を担う大切な宝である。安心して子どもを生き育てられるまち、子どもが健やかに育つまちをめざして、施設の適切な維持管理も含め、各種施策の拡充を図る。

- ① 北中根保育園の民設民営による事業展開を推進する。
- ② 乳幼児の健康診査、育児相談や妊産婦・乳児健診費用の助成を継続する。
- ③ 児童を養育することが一時的に困難になった家庭の児童を保護する子育て短期支援委託を推進する。また、引き続き病児・病後児保育の委託先を検討し、子育て家庭を支援する。

- ④ ファミリーサポート事業の会員の充実、子育て支援センターおよび児童クラブの運営など、子育てがしやすい環境を確保する。
- ⑤ スクールアシスタント及び外国人英語指導助手、国際交流員の適切な配置により教育環境の充実を図る。
- ⑥ 生徒の不登校・不適応対策として、いきいきスクール、スクールサポーター及び適応指導教室事業の強化を図る。
- ⑦ 大光初等学校及びセント・ザビア校との国際交流を継続する。
- ⑧ 武豊児童クラブの定員の増加を見据えた措置を講ずる。

5 いきいきと暮らせるまち

健康づくり事業や医療・介護体制の充実を図るとともに、性別、年齢、国籍等に関わらず、すべての住民がいきいきと生活できる環境づくりを進める。

- ① 「地域福祉計画」に基づく、総合的な地域福祉の推進に努める。
- ② 高齢化の進行に対応するため、各種の健康づくり事業や保健・介護予防事業を継続する。
- ③ 子ども医療のほか障がい者、母子家庭等に対する医療費助成の継続に努める。
- ④ 地域包括支援センター及び憩いのサロン事業の拡充を進める。
- ⑤ 高齢者の生きがいづくりを進め、その経験と技術を地域社会に活用するため、シルバー人材センターの活動を支援する。
- ⑥ 障がい者計画及び障がい福祉計画に基づき、各種障がい支援サービスの基盤整備及び障がい者団体に対する支援に努める。

6 自然環境と生活環境が調和したまち

豊かな自然環境と立地・交通条件に恵まれた町の特性を活かし、「環境のまち」を標榜できる各種施策を推進するとともに、都市基盤の着実な整備を進める。

- ① 環境マネジメントの取り組みで得たノウハウを活用し、全町レベルでの環境保全活動を強化する。
- ② 民有林の保全や都市の緑化を総合的に推進する。
- ③ 資源循環型社会の構築に向け、ごみ減量と資源有効利用の推進を図るため、ごみ処理施設の広域化を図る。
- ④ 町内一斉クリーン運動、水辺クリーンアップ大作戦など、住民主体の環境美化活動を支援する。
- ⑤ 「ふるさと巡回点検」の実施等により、各地区における諸問題を把握し、適切な対応を図る。
- ⑥ 安定した水の供給を行うため、老朽管の布設替えを計画的に進める。
- ⑦ 環状線の西側地区において良好な住宅地を供給するため、梨子ノ木第二地区の整備の推進に努める。

7 活気に満ち誇りをもてるまち

伝統産業や歴史、文化などの「まちの資源」を効果的に発信し、住民がまちの特色に誇りを持ち、にぎやかで活気あふれるまちづくりを進める。

- ① 農業、商業、工業のバランスある発展は、第1次総合計画から引き継がれている課題である。このため、農・商・工、勤労者、そして行政が一丸となり、情報の共有化を図りつつ、さらなる地域活性化策の模索をしていく。

- ② 農業については、愛知用水や老朽化した農業施設等の改修・整備を進める。人・農地プランを基に、農地の利用集積や新規就農者の育成を目指す。
- ③ 名鉄知多武豊駅東地区市街地整備事業を推進し、駅周辺の魅力を高める。また、武豊港線の整備を推進する。
- ④ 地域交流センターを地域交流の核施設とし、地場産品等のPRや観光資源の魅力を発信に努める。
- ⑤ 観光協会の活動を強化して、商工会等との連携の下に全国に向けた情報発信を行い、まちの知名度の向上と地域資源の観光化・ブランド化を図る。
- ⑥ ふるさと納税について地場産品等のPRとなるよう施策を講ずる。

Ⅲ. 共通事項

- (1) この要求基準は、全ての会計に適用する。
- (2) 地方財政計画等、国・県の方針が未定のため、原則として現行制度を前提として予算要求を行うものとするが、各種関係機関等と連絡を密にして的確な計上に努められたい。
- (3) 実施プログラムと整合性を求め、要求金額は計画内とする。(歳入の状況等により精査する場合有り)また、第6次行革プランにかかる項目は積極的に予算要求に反映させること。
- (4) 年間の収支均衡を図るため、予算要求に際しては総計予算主義に基づいて行うものとし、経常経費の年度途中の補正は行わないので注意すること。
- (5) 議決機関や監査機関等に指摘・要望されている事項については、その内容を十分検討して予算要求に反映させること。
- (6) 方針・制度の変更、新規制度の制定等町民への影響の大きいもの、重要なものは、必ず政策調整会議の審議を経る等、庁内での十分な調整を行っておくこと。
- (7) 予算科目は財務会計事務取扱要領に基づいて編成するため、科目誤りのないよう留意すること。
- (8) 予算要求は、各事業別に細々節ごとに千円単位で行うこととし、端数は歳入については切り捨て、歳出については切り上げること。(100%特財の場合は同額にて計上のこと)
- (9) 入力 is 正確に行い、査定での説明に必要な資料等は説明資料と併せて提出すること。
- (10) 歳入の負担金・補助金等の名称は、法令・規則等に照らして正式名称を記載すること。
- (11) 各課等の予算要求については、部内の統一性、他の部等との調整、部内の問題点等の検討を行い、各担当部長等のヒアリング等により事前に精査すること。
- (12) 各会計(水道事業会計を除く)については、前年度と同様、事業別予算とする。
- (13) 町民生活向上の視点に立って、きめ細かな施策、最小の経費で効果の期待できる施策の推進を図ること。
- (14) 事業実施計画に当たっては、継続事業であっても再度事業の厳選、内容の抜本的見直しを行い、委託による事業効果の検討、事業費の抑制に努力をすること。また、社会情勢の変化によって、その意義が薄れているものがないか等の見直しをすること。
- (15) 省エネ・省資源、リサイクル及びグリーン購入の推進並びに環境に配慮した施策や公共事業活動を積極的に展開すべく、予算要求に反映させること。

Ⅳ. 歳入に関する事項

歳入については、全ての項目を見直し、収入の確保を図ること。町税等の一般財源の増収や補助金等の新たな確保及び受益者負担の適正化に努めること。

- (1) 町税は、今後の制度改正およびその動向を十分把握・検討し、確実な年間収入見込み額を要求すること。
また、現行制度と改正見込みの複数の試算を行っておくこと。(決算ベースで試算のこと)
- (2) 地方譲与税、地方交付税、地方消費税交付金等は、地方財政計画及び国・県の指導方針を充分考慮し、的確に算定すること。
- (3) 国・県支出金については、制度改正等を把握し、事業の内容効果を検討して超過負担や歳入欠陥を起こさないよう留意すること。既存事業であっても補助制度の検討を行い、補助制度の活用に留意すること。
- (4) 分担金・負担金については、事業内容を検討するとともに、受益の限度も併せて検討し、受益者負担の原則により適正な負担率で予算要求を行うこと。
- (5) 使用料・手数料については、原価計算を行い、適正な費用負担の確保に努めること。
- (6) 財産収入については、財産の現状を的確に把握し、効率的な財産運用を図ること。
- (7) 町債については地方債計画及び協議方針が未定であるが、現行制度の中で最も有利な適債事業を厳選のうえ、将来の公債費負担をも考慮して要求すること。

V. 歳出に関する事項

歳出については、新たな行政需要や社会経済情勢の変化を把握のうえ予算要求を行い、計画的な施策の展開を図ること。義務的経費の増加が財政を硬直化させる原因であることに留意し、あらゆる経費について最大限の節約を行うこと。

継続事業については緊急性・効率性を十分検討し、最小の経費で最大の効果をあげるよう努めることとともに、新規事業についても新たに財政負担増を生じさせないよう、既存事業の改廃等により財源確保を図ること。

(1) 人件費関係

- ① 職員数・給与を含めた見直しを行い、年間所要見込額を算出すること。
- ② 勤務時間に関する事務の適正な運用を目的として、事務の簡素化、委託化等による効率化をより一層図ることを重点目標とし、時間外勤務手当、休日勤務手当の予算計上については、各課等と十分な調整のうえ行うこととする。なお、当初予算については、別途秘書広報課より各課等に対し通知する。
- ③ 報酬は条例・規則による単価で算出すること。
- ④ 嘱託職員賃金・非常勤等賃金は、事業ごとに必要最小限の額に努めること。

(2) 経常的経費は、次の事項を留意のうえ作成すること。

- ① 維持管理費については、経費の抑制に努め、所要額を算定すること。
光熱水費 過去の実績を踏まえた確に算定すること。
委託料 委託先、委託内容の検討を行い、削減を図ること。
- ② 一般事務経費については、経費の抑制に努め、最小所要額にて算定すること。
食糧費については、内容を精査し節減に努めること。旅費については、対象を精査し宿泊出張や複数による出張は避けることを原則とし、必要最小限のものに留めること。

(3) 扶助費については、対象者の見直し等細部にわたって検討し、適正な年間見込み額を計上すること。

(4) 法令外負担金・補助金

- ① 補助金等認定会議の承認を経て要求すること。(実施プログラム裁定時で確認)
- ② 法令外負担金・補助金についてはその内容を精査し、整理統合等を図ること。
- ③ 加入意義の薄れたもの等、任意加入団体からの脱退等により、負担金の整理を図ること。
- ④ 新規の法令外負担金・補助金は原則として認めないので留意すること。

(5) 債務負担行為・継続費

債務負担行為・継続費の設定については、後年度の財政負担を伴うため、その内容・必要性を検討し、一般歳出と同様に精査して要求すること。

(6) 施設の維持管理については、経費の抑制を図るため、精査・工夫・比較検討を行うこと。

(7) 政策的経費（投資経費・施策経費等）は、事業の必要性、緊急性、効果、全体計画等を検討して、次の事項に留意のうえ要求すること。

- ① 投資経費は、3 か年実施プログラムに計上されたものの範囲内の重点項目を中心に編成すること。なお、全体計画及び後年度負担を明確にすること。
- ② 既存の施策経費は、漫然と従来のを踏襲することなく、現在の住民のニーズに適合した施策となるように、内容及び効果等を十分検討のうえ要求すること。
また、民間ボランティア等の活用も併せて検討すること。
- ③ 国・県からの負担・補助・委託による事務事業については、補助事業枠内において事業執行がされるよう工夫し、要求すること。